

前 障

令和 2 年 5 月 1 5 日

指定障害児通所支援事業者 代表者 様

前橋市長 山 本 龍

(公印省略)

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスにおける利用者負担
かかりまし分（令和 2 年 3～5 月利用分）の保護者あて請求について

新型コロナウイルス感染症への対応について、ご尽力、ご協力頂き厚くお礼申し上げます。さて、標記「利用者負担かかりまし分」について、国庫補助により、利用者負担軽減を実施しておりますが、下記のとおり、ご留意いただき適切なご対応をお願いします。

(障害福祉課障害政策係)

記

1 保護者に対する請求について

(1)「利用者負担かかりまし分」を除いた、請求をお願いします。

については、保護者の負担感軽減のため、かかりまし分を事業所において立替をしていただき、追って本市に補助金申請をお願いします。

(2)保護者への丁寧な説明により、理解を得ていただきますようお願いいたします。

2 利用者負担かかりまし分が発生しうる対象児童について(別添スキーム参照)

(1)3 月利用分、4・5 月利用分（代替支援を実施しない場合）

①平時の利用において、利用者負担が上限(4,600 円または 18,600 円)に達しない児童であって、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、利用が増加し、平時から負担額が増加した場合

②臨時休校に伴い、新たに支給決定を受けた児童の利用し、負担が発生した場合

(2)4・5 月利用分（代替支援を実施している場合）

①4・5 月において通所による利用者負担が上限(4,600 円または 18,600 円)に達しない児童において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、電話等による代替支援により負担額が増加した場合

(※現時点での概要です。詳細は、厚生労働省や群馬県からの案内があり次第、早急にご連絡します。)

②臨時休校に伴い、新たに支給決定を受けた児童の利用し、負担が発生した場合

3 留意事項

- (1) 国保連を通じての電子請求については、全ての報酬を請求するようお願いします。
- (2) 4・5月利用分の「補助金申請」や、かかりまし分以外の「実績報告シート等の提出」については、厚生労働省や群馬県からの案内があり次第、早急にご連絡します。
- (3) かかりまし分の補助金申請については、各支給決定市町村に対し、行うこととなります。については、各市町村担当課の案内によりご対応ください。

4 参考

別添の令和2年4月28日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて（4月28日版）」のQ10-2、Q10-3、Q17-4を参照ください。

【問い合わせ】

前橋市役所障害福祉課障害政策係

担当 こぬま ますむら
小沼・増村

電話 027-220-5713（直通）

ファックス 027-223-8856

メール syougaifukushi@city.maebashi.gunma.jp